

## アンケートによる公法協へのご意見要望にお答えします

本年6～7月に実施した毎年恒例のウェブアンケート中「公益法人協会への意見・要望」として自由に記述していただいた件数は600件強にも上りました。

それらのご意見や要望をいくつかにグルーピングして、代表的な要望等をご紹介し、続いて公法協のお答えないしはコメントをさせていただきます。

### 1 提供してほしい情報

これまでに認定又は認可を受け、新法人へ移行した347法人の審査の際に指導又は指摘された事項の内容がわかれれば具体的に示して頂きたい。もし既に公表済みの場合は、公表されている場所(サイト)等をお教え願いたい。

申請後、行政庁からどのような指摘、質問が出ているのか、ご紹介いただけすると助かります。

公益法人に移行認定された法人の定款、役員等の情報があれば知らせて欲しい。

既に認定を受けている法人の申請書類を更に収集して公開して頂きたい。

公益認定された法人の申請書の記載例(目的・事業)について教えていただきたい。

申請をして、特に問題のある事項や引っかかっている事項はどんなケースがあるのか、内閣府の方からも情報を収集し、是非とも開示していただきたい。今後の申請に大いに参考になると思われる。

移行認可申請の前後において、公益認定等委員会から申請書添付資料以外に、どのような資料の提出を求められたかについての詳細が分からぬので、詳細をホームページ等で教えていただければ幸いです。

公法協では原則として公開されている資料・情報等を基にして、ブログ、ホームページ、メール通信、雑誌公益法人などのツールにより、情報を提供しています。また時には必要に応じて公益認定等委員会事務局(以下「認定委」)やすでに認定認可を取得した法人にお願いし、差支えない範囲での情報を収集しこれらを基に公法協が情報を組み立てて、一般に提供する場合もあります。

ご要望の多い認定・認可済み法人の申請書類は行政庁では公開していませんので、個別にお願いするしかありませんが、今のところ残念ながら申請書類の一部にせよ公開されているのはごくわずかしかありません([2010年2月15日付け日記「申請書類公開サイト：お知らせします」参照](#))。

今後認定認可を取得される法人には是非同じ市民社会セクターの一員としてお差支えなければ公開していただき、公法協にご一報くだされば大変ありがとうございます。

また、審査段階での指摘事項や追加提出資料など個別の事例について、認定委から情報を得ることは困難です。一般的な事例となり得るものはできるだけ公開していただくよう要望したいと思います。

当面は、これも同じく法人側からの情報提供に期待することが大です。

ただ、不認定や少数意見があった場合は答申書でその理由等が開示されていますので、大変参考になります。

のご要望にある移行法人の定款ですが、ホームページで公開されているところもかなりありますのでチェックしてみてください。

## 2 公法協の相談事業について

内閣府の相談窓口が非常に込み合っているので、申請にあたって留意すべきことについて無料で相談にのっていただけるとありがたい。

個別相談のニーズがでた場合は、相談にのれる制度を作っていただきたい。（会員、非会員の区別なく）

貴協会へは、なんとなく敷居が高い感じを持っておりましたので、今まで、1度も問い合わせしておりませんでしたが、これからは相談をしたいと思います。

公益法人協会さんは公益事業として頑張っておられるのは承知していますが、厳しい経理環境で未だ会員になっていません。そのような中、電話での問い合わせにおいて、対応に会員・非会員の峻別があるようで、余り聞けない雰囲気を感じてあり、より開かれた環境を醸し出させていただきたい。

相談は予約制及び東京で実施されていますが、ちょっとした疑問点も予約及び東京まで出向かなければならぬのは非効率と感じる。メール等で相談可能として頂きたい。

現在、内閣府の委託事業で相談業務をされていますが、その際の回答イコール内閣府（公益認定等委員会）の見解と解してよろしいでしょうか。ご回答をお願いします

最近貴法人協会が認定委員会を代行して個別相談に対応してくださっていることを知り、8月にはご相談の申し込みをいたしました存じます。これはこれまで認定委員会で行われた相談窓口と同じと考えてよろしいのでしょうか。新法人化申請手続きの前には、改めて認定委員会の相談窓口にも参る必要があるのでしょうか。

公法協は創業（昭和47年）以来相談業務を事業の柱の一つにしています。相談室は月曜～金曜日の毎日、3～4名の専門の相談員が面談相談させていただいている。移行問題だけでなく、非営利法人の運営実務全般を対象としており、会計実務と税制については公認会計士、税理士が担当します。面談相談は一回1時間ですが、必ず予約を取ってご来会ください。会員は何回でも無料です。非会員も2回までは無料ですが、3回目以降は一回に付き5千円頂戴し

ます。

昨年度の実績では、ご相談は会員 2 対非会員 1 といった割合です。

面談相談だけでなく、遠方の方や簡単なご質問にお応えすべく、電話相談も無料で受け付けています。ファックス及びメールによるご相談は現在受け付けておりません。（次のブログでの質問をご利用ください）

なお、ブログ「公法協の申請日記」においてご質問を受け付けております。Q&A は 25 項目に分かれています、投稿方式で質問を書き込んでいただきます。回答は極力早めに掲載します。平成 20 年 12 月開設以来すでに 2000 件以上の Q&A が記録されています。これを閲覧していただくだけでも疑問が氷解する場合もあります。

また、上記ブログでは質問自体を公開したくないケースを想定して、専用のアドレスによるメールで相談いただく Helpline も用意しています。行政庁の指摘や上司の見解に疑問を持つ方が、セカンドオピニオンを求めるなどで活用されています。

会員の方も非会員の方もどうかご遠慮なく上記の各種ツールをご活用ください。

相談室予約専門電話 050-5807-5656

電話相談専用電話 050-5807-5353

ブログ投稿 [ブログ左下の「Q&A 項目一覧」からお入りください。](#)

Helpline [こちらから](#)

公法協は内閣府からの委託事業として専門職による相談会事業を開催していますが、上記 のご質問に関連して説明しますと、ここでの回答助言は必ずしも内閣府の見解を示すものではありません。あくまでも、公法協の助言同様専門職の方々がご自分の知見に基づいて申請法人の立場に立って申請を支援するものです。なお、申請に当たって認定委事務局の窓口相談を必ず経由しなければならないかという の質問ですが、そのようなことはありません。あくまでも相談はどこに対してでも法人の任意です。（[公益法人インフォメーション掲載の「よくある誤解への回答」 - 質問 3 参照](#)）

### 3 業種別情報交換会、講師派遣、はやわかり塾

業態別のセミナーをお願いしたい。現在行われているセミナーの多くは、一般的なことが多く、あまり参考にならない。

本年4月の「グループ別情報交換会」は大変役に立ちました。これからも公益法人制度改革に関する情報を、逐次提供お願いします。

公立文化施設を対象とした研修会を開催していただきたい。

専門職能、特殊技能者による特例民法法人(社団)の移行認定の実績、結果を集約していくだければと思います。

当財団は検診事業の費用が全体の6割を占めています。検診事業の公益性について何らかの事例がありましたら、教えてください。

有料でもいいから講師を財団に招き、財団からの具体的な案件について聞きたい。この場合、案件については、事前に示す。

はやわかり塾ではお世話になりました。おかげさまで移行認定を受けることができました。

公法協では本年4月より業種別グループごとの情報交換会を開催しています。同一資格者団体（職能団体）博物館、国際N G O、学会、研究機関などをすでに開催し、9月には医療・検診機関を予定しています。この会合には公益認定等委員会の委員の方や事務局企画官にも来ていただき、当局の考え方も説明いただき、あわせてそれぞれの情報を交換しておりますが、大変参考になると好評です。

今後とも各業種を逐次開催してまいりますが、皆様の方からもご希望のグループ等を示してご連絡いただければ積極的に取り上げさせていただきたいと考えています。

公法協の業務の一つとして「講師派遣」があります。21年度は129件ものご依頼に応えて講師を派遣しました。講師は弊協会理事長以下役員及び相談員が中心ですが、会計については嘱託公認会計士を派遣します。

依頼される法人は全国的な上部団体の開催する大規模な集会もあれば、個別法人の役職員等関係者を対象とする小規模な会合もあります。

はやわかり塾は最大16名単位で6回に分け、じっくりと申請実務について詳細を勉強していただくものです。昨年度からすでに東京で18回、大阪で6回、名古屋で5回開催しておりますが、続々移行認定をとられた塾生が出てきており好評です。今後も続けてまいりますので奮って参加してください。

## 4 専門職・コンサルタントの紹介

いろいろな業者から、コンサルタントや申請代行のご案内を頂くが、料金はいくら位が妥当か判らない。貴会で代行コンサルを行ってもらえないか。(料金明らかにして)

適切な外部委託先の選定情報がほしい。

一貫して指導が受けられる業者(信頼できる)を探しているがなかなか見つからない。多少金額がかかることは覚悟をしているが我々弱小財団に手を貸してくれる業者があれば、公益法人協会が、我々の様な弱小財団にふさわしい2~3の業者を紹介して下さるようなことはできませんか。

公益法人協会自体(又は、その外郭団体)が、個別法人に対し、「公益法人制度改革の認定手続きを行う委託業者」として、現地において有料コンサルタントをして頂きたい。

事業概要及びチェックポイント又は申請書一式を有料で、ご指導いただけないでしょうか。

~高額では対応できませんが~

現在の会計資料等を公益法人協会に提出することにより、申請書類を作成していただくと助かる。民間の業者に委託して作ると、かなりの高額料金となることから、負担が大き過ぎるので公益法人協会が安価な料金で、申請書等を作成していただければ大いに助かる。

講師派遣(有料)をお願いしたいという意見もある。一般論ではなく、当法人の内容に沿って必要なことを理事・評議員たちにレクチュアしてもらいたい。当法人の財務状況、移行認定申請事務の進捗状況を分析しつつアドバイスできるようなコンサルタントを紹介してほしい。

公法協は基本的には移行申請業務はできるだけ独力で実行していただきたいと思っております。確かに新制度は機関設計などが会社法に準じたため定款作成が難しい、財務面の基準が複雑で理解困難という声を聞きますが、要領を飲み込めばそんなに難しいものではありません。電子申請も理解促進に役立ちます。事務局職員が1名など少人数の小規模法人でも公法協の各種支援業務をフルに活用して認定を取得した法人がドンドン出ています。

先般実施したアンケートでも67.2%が独力で申請すると答えています。

公法協自体が有料で引き受けてくれないかとのご要望も多いのですが、公法協自体はコンサル業務を有料で引き受けることは方針として行っていません。あくまでも無料を基本とした助言と質問への回答等に徹しています。

とはいっても、どうしても法律の仕組みがわからない、数字に弱い、申請書の書き方がわからぬとおっしゃる方も中にはおられますので、そのようなご希望に応じるため、公法協では実務に精通して料金も比較的安価な専門職の方を定款関係と計算関係に分けてご紹介することはできます。すでにそれぞれ10数件をご紹介していますので、そのようなご希望が強い場合にはお申し出ください。

## 5 公法協の提言要望活動

今後とも、公益法人制度改革の問題点等について、その改善にむけて意見集約と国に対する精力的な提言等を期待しています。

認定委員会に対し、認定審査のスピードアップと基準の明確な公開をするよう働きかけてほしい。

各都道府県の公益認定等審議会において、制度や公益目的事業に関する理解、見解が異なると伺っておりますので、なるべく統一され、公益認定の承認が受けやすくなるようよりいっそう働きかけていただければと思います。

多くのまじめに運営している公益法人が、今回の認定/認可に振り回されている。透明性やガバナンス、コンプライアンスは、法人として当然と思うが、「公益」の志を壊すような処置をしないように、貴協会が代表して当局に強く働きかけていただきたい。それも、貴会の大事なミッションと思う。

同じ市民組織で、あるものは公益法人(財団や社団)、あるものはNPO法人というものは健全ではなく非効率である。英国など他国のように、ひとつの法律でひとつの所轄官庁という形態にもっていくよう、政府や市民を導いてもらいたい。

公益法人に対する世論(性悪説)が余りに一方的です。政府の対応がそれに拍車をかけています。

公益法人への正当な評価がなされるようPR活動をお願いしたいと思います。お大変でしょうが宜しくお願いします。

今回の制度改正の思想は「官」から「民」へだと理解している。財政の困難な状況が続く昨今、益々民間における公益事業の必要性・重要性が高まっていると思うが、現状はそれに制度が追いついていない状況ではないでしょうか?民間公益法人の活動が活発となりえるように、その環境(税制・行政制度等)の整備の旗振り役を大いに期待しています。

貴協会が国に対し「新制度の運用について政府に要望書を提出」されたと伺っていますが、この要望に対する国の回答がありましたらご教示願います。

貴協会の主催により、昨年末に開催された「公益法人制度改革問題連絡会」には、国際NGOとしての意見を取り纏め、提出させて戴いた。現段階では申請団体数も増加しており、また他セクターも同様と思われ、同連絡会を再度開催願い、各セクターの感じられている問題点も含め、政府、内閣に提言する機会を持たれることは如何だろうか。

公益法人制度改革に関する法律やシステムは、作った側の人(内閣府?)が予想していた以上に行政庁の担当者や特例民法法人の担当者は理解しきれていないと思います。個人的な言葉で言わせていただくと「突然降って湧いたような難解な制度に戸惑っている。法人存続のためになんとかしなければならないが、一体何をどうして良いのか解からない」というのが正直なところではないでしょうか。本当に平成25年11月で申請を締め切るのであれば、国および行政庁は本気で特例民法法人の指導と援助を行わない悲惨な結果、例えば極端ですが、「担当者がうつ病になって自殺する…」という事態が起こりうるかもしれません。」を、今回のアンケートの1回答として単純に集約処理するだけでなく、政府、行政庁、公益認定をされる有識者の方々、その他この制度に関わっている方で責任のある方に確実に伝えてください。

公法協の重要な使命の一つは提言活動です。公益法人をはじめ非営利法人の公益活動が今後の社会を支える大きな役割を果たすものということを訴求して、法制度や税制そして今回の移行措置の運用などについて政府、議会、メディアその他の関係方面に提言・要望を続けております。

また、公法協は常に市民の目線と感覚に立つことを原点として、批判すべきは批判し、協力できることについては協力するという常に不偏不党、是々非々主義で活動することをモットーとしてあります。

具体的には政府が公益法人制度改革構想を発表以降、ほぼ10年間にわたり法律・政省令・ガイドライン等について節目節目で30回以上にも上る要望を続けてまいりました。要望は実現したものもありますが、残念ながら取り入れられなかつたものも多くあります。

制度施行後はその運用面において不適切な指導・審査の是正を求める要望活動を続けており、昨年暮れの公法協が事務局を務める公益法人制度改革問題連絡会と内閣府政務官、民主党関係議員との懇談会が一つの大きな転換点となり、認定等委員会審査の迅速化・簡素化が進んでおります。また、あわせて本年5月には民間法制・税制調査会の報告に基づく公益認定法改正案を当時の枝野大臣に提出しています。23年度税制改正についても精力的に要望活動を行っています。

いわゆる政府関連公益法人の問題については、事業仕分け等で不透明な関係を糺すことと、移行申請は全く別問題であり、少なくとも審査手続きは政府関連公益法人以外の法人と同様に行うべきことを申し入れております。

公法協は今後ともこのような路線で提言・要望活動を続けてまいる所存です。この活動の源泉はあくまでも個々の法人からの要望と支援が元になります。多くの皆様の意見が公法協に寄せられるようこの機会にお願いします。